

# 一般乾貨物船における区画及びタンクの継続検査に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 B 編

## 改正事項

一般乾貨物船における区画及びタンクの継続検査に関する事項

## 改正理由

継続検査に関する要件が規定されている IACS 統一規則 Z6 には、船体の区画及びタンクに対して、定期検査で行う各検査項目を次の定期検査までに順次行うことにより、次の定期検査における詳細な検査を検査員の判断により省略することができる旨規定されている。本要件は、強化された検査 (Enhanced Survey Programme: ESP) が適用される船舶 (ESP 船：ばら積貨物船、油タンカー及び危険化学品ばら積船) 以外の船舶に対して適用されていたが、2004 年に採択された IACS 統一規則 Z6(Rev.4)において、一般乾貨物船は本統一規則の適用から除外されることとなった。併せて、すでに継続検査を適用していた一般乾貨物船にあつては、2005 年 7 月 1 日より後の最初の間接検査又は定期検査いずれか早い時期までに、継続検査方式の採用を取り消す必要がある旨規定された。

しかしながら、現在では、すでに適用対象となる船舶が存在しないことから、IACS において、上記要件を削除する改正が行われ、2015 年 7 月に IACS 統一規則 Z6(Rev.6)として採択された。

今般、IACS 統一規則 Z6(Rev.6)に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

一般乾貨物船に対する継続検査方式に関する規定を削った。